

委託契約書

茨城県（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、令和8年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次の業務（以下、「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 委託業務名 令和8年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託
- (2) 委託業務の内容 令和8年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月23日まで

(委託業務の実施)

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って実施しなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

(委託料)

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下、「委託料」という。）は、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

(委託料の支払)

第4条 甲は、前条に規定する委託料を、委託業務が完了し、第8条の規定による合格の通知をした後、乙からの適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額またはその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、業務実施のため必要があると認められる金額については、委託料の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式2）を甲に提出するものとする。

(再委託の制限)

第5条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ文書により甲の承諾を得なければならない。

(業務完了報告)

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書（別紙様式1）及び成果品を委託業務完了の日から起算して30日以内又は令和9年3月 日（のいずれか早い日）までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第3項の規定による概算払を受けたときは、委託業務完了報告書に概算払精算書（別紙様式3）を添付するものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全額または一部を免除する。

(検査及び委託料の額の確定)

第8条 甲は、第6条の規定により、乙から業務完了報告を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査するものとする。

- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品等について補正を命ぜられたときは、遅滞なく補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を添えて甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定は、前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出があった場合についても準用する。
- 4 甲は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（過払金の返還）

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条の委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（瑕疵担保）

第10条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について瑕疵があった場合には、検査後1年間は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。ただし、甲の責めに帰する事由によるものであるときは、この限りではない。

（委託業務の中止等）

- 第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
 - 3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条、第6条、第8条及び第9条の規定に準じて精算するものとする。

（委託業務の変更）

- 第12条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行機関のほかこの契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について改善をする必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

（契約の解除等）

- 第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときには、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、この契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。
 - (2) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
 - (3) 銀行取引を停止されたとき。
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (6) その他、乙がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に委託業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払い、その引渡しを受けることができる。なお、甲が乙に既に委託料を支払っている場合には、その金額によっては委託料を相殺、若しくは、全部又は一部の返還を請求することができる。
 - 3 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。
 - 4 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た額（その額に100円未満の端

数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数額またはその全額を切り捨てた額)の遅延利息を請求することができる。

5 第1項の規定によりこの契約が解除されたことによって乙又は第三者に生じた損害については、甲は賠償の責めを負わないものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第14条 乙は、委託業務の実施に関して生じた損害(甲又は第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費を負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(著作権)

第16条 この委託業務の成果品の著作権(著作権法27条、28条に定める権利を含む。)は、次項で定めるものを除き、すべて甲に帰属するものとする。

2 本業務に関わる第三者の意向により甲への著作権の引渡しに難しい場合、又はその性質上、甲に著作権を帰属すべきでないものについては、別途甲乙にて協議の上、特約を交わすこととする。

(著作者人格権の不行使)

第17条 乙は、甲及び甲が認めた者の本件成果品の利用に対し著作者人格権を行使しないものとする。

(保証等)

第18条 乙は、甲に対し、本件成果品が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

2 委託業務を実施する上で発生する権利関係の処理を巡って第三者との間で紛争が生じた場合は、乙が対応するものとし、これに関する一切の費用は、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

2 乙は、委託業務の成果品を他人に複製させ、又は渡してはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

3 第1項及び前項の規定については、この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(委託業務の報告等)

第21条 甲は、必要があると認めたときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要事項について、報告を求め、又は、乙に事前に通知したうえで、乙の営業時間内に限り、実地に調査することができる。

(書類等の整備及び保管)

第22条 乙は、業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、金額の出納を明らかにしておかなければならぬ

い。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等を事業が完結した年度から5年間保存するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第23条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不法介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

茨城県水戸市笠原町978番6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記（第20条関係）

特記事項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託業務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元または判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集・作成した個人情報（委託事務を処理するため甲から引き渡された個人情報を含む）は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

(受託者)
住 所
代表者氏名

委託業務完了報告書

下記の業務は、 年 (令和 年) 月 日完了しましたので、契約書第6条の規定により報告します。

記

- 委託業務の名称
令和8年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託
- 委託期間
年 (令和 年) 月 日から 年 (令和 年) 月 日まで
- 業務の内容・成果
別添のとおり
- 収支決算書
別添のとおり

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

(受託者)
住 所
代表者氏名

概算払請求書

「令和8年度鹿島臨海工業地帯競争力強化将来ビジョン推進業務委託」の委託料に係る概算払について、下記のとおり請求します。

記

1 金 _____ 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関	
振替 口座	預金種別 普通・当座・その他
	口座番号
	フリガナ
	口座名義

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

(受託者)
住 所
代表者氏名

概 算 払 精 算 書

概 算 額		円
-------	--	---

精 算 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

差 引 金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。